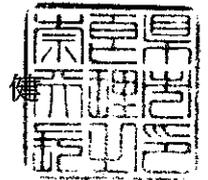


天理市公告第6号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）  
第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定  
により下記のとおり公表する。

平成31年2月12日

天理市長 並 河



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
合場町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年2月8日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の  
状況  
○経営体数  
個人 13 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はあるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
現在、協議中。
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）  
○取組事項  
生産品目の明確化、複合化、6次産業化、高付加価値化、新  
規就農の促進

○コメント

合場町は古くから、イチゴ・トマト・ホウレンソウといった水田を畑地化した施設園芸が盛んな地域であり、水稲と施設野菜が混在しています。

専業農家は、今後も施設野菜を中心とした、水稲と複合経営が続くものと思われます。

これからは、より一層安心安全な農産物生産をするために、農薬のドリフト問題、環境防除の観点から、中心となっていく経営者の農地の近隣未耕作地を積極的に活用していく方針です。